

検診結果の記載誤りについて

2023年5月17日

郡山市保健福祉部保健所健康づくり課

課長 橋本 克枝 TEL：924-2900

受託者：一般社団法人郡山医師会

事務局長 朝倉 陽一 TEL：922-8087

本市では、市民の皆様の健康増進を図るため、健康増進法第19条の2の規定に基づく各種がん検診事業を一般社団法人郡山医師会と業務委託契約を締結し実施しております。

このたび、2名の方の検診録への記載誤りが生じ、その結果、誤った内容の通知書を送付したことが判明しました。

1. 誤りの内容
当事者2名に対し、実際の判定結果と異なる判定が記載された。
当事者A 「異常なし」の判定に対して「要精密検査」の記載がなされた。
当事者B 「要精密検査」の判定に対して「異常なし」の記載がなされた。
2. 経過・対応
 - ・ 令和4年12月、当事者2名は市内の同一医療機関でがん検診を受診。
 - ・ 上記医療機関は、検診結果を二次判定のため医師会に提出した。
 - ・ 医師会は同月、二次判定を実施した。
 - ・ 令和5年1月、市は医師会からの結果報告に基づき、当事者Aと当事者Bに結果を通知した。
 - ・ 令和5年5月、当事者Aは、精密検査を受検するための書類を確認した際に精密検査を受検するのは他の方ではないかと思い、がん検診を受検した医療機関に問合せを行った。
 - ・ がん検診を実施した医療機関から市に問合せがあり、市は医師会に確認を求め、医師会は当事者A及び当事者Bの判定結果が誤りであることを確認し、市へこのことを報告した。
 - ・ 本日、市は当事者2名に対して事情を説明し謝罪するとともに、医師会に対し当事者Bの早期の精密検査受検の調整を依頼した。
3. 発生の原因
調査中
4. 再発防止策
医師会に対して処理手順やチェック体制の見直し等の再発防止措置を求め、同様の誤りが発生しないよう努めてまいります。